

## ( 案 )

## 境港外港竹内南地区旅客上屋名称選定委員会設置要綱

## (名称)

第1条 この会は、境港外港竹内南地区旅客上屋名称選定委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、境港管理組合が境港外港竹内南地区でふ頭再編事業の一環として建設を進めている広く一般の者が利用する旅客上屋について、公共利用や地域の特性等を踏まえた名称とするため、名称選定方法等の検討を行い、名称を選定することを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、第一回目の委員会の日から委員会の目的を達成するまでの間とする。

## (オブザーバー)

第4条 委員会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国の職員等が出席することができる。

## (事務局)

第5条 委員会には事務局を置くものとし、委員会の運営に関する事務を行う。

2 事務局は、境港管理組合に置く。

## (会議)

第6条 委員会は事務局が招集し、事務局が議事進行を行う。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会が必要と認めた場合には、本委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (情報公開)

第7条 委員会は原則として公開する。ただし、当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められるなど、境港管理組合情報公開条例（平成14年3月26日条例第2号）第9条第2項各号に該当する内容が含まれる場合で、会議を非公開にすべきであると委員会が認めた時には非公開とすることが出来る。

2 委員会の撮影、収録については、これを認める。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

## 付 則

この要綱は、平成30年6月 日から施行する。